

定年延長に伴う 貸付未償還金等の償還について

地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月から定年年齢が段階的に上げられるとともに、当分の間、職員の給料月額が職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準となります。

貸付事業および物資事業における未償還金がある方で、60歳以降も償還が続く場合、下の図のとおり給料月額が7割水準になりますが、現行の取扱いでは償還額は変わらず、給料等からの控除は継続されますので、ご注意ください。

なお、組合員資格を喪失（退職）したとき、または、退職手当もしくはこれに相当する手当の支給を受けたときは、未償還金および利息を一括で退職手当から控除（償還）することとなっております。

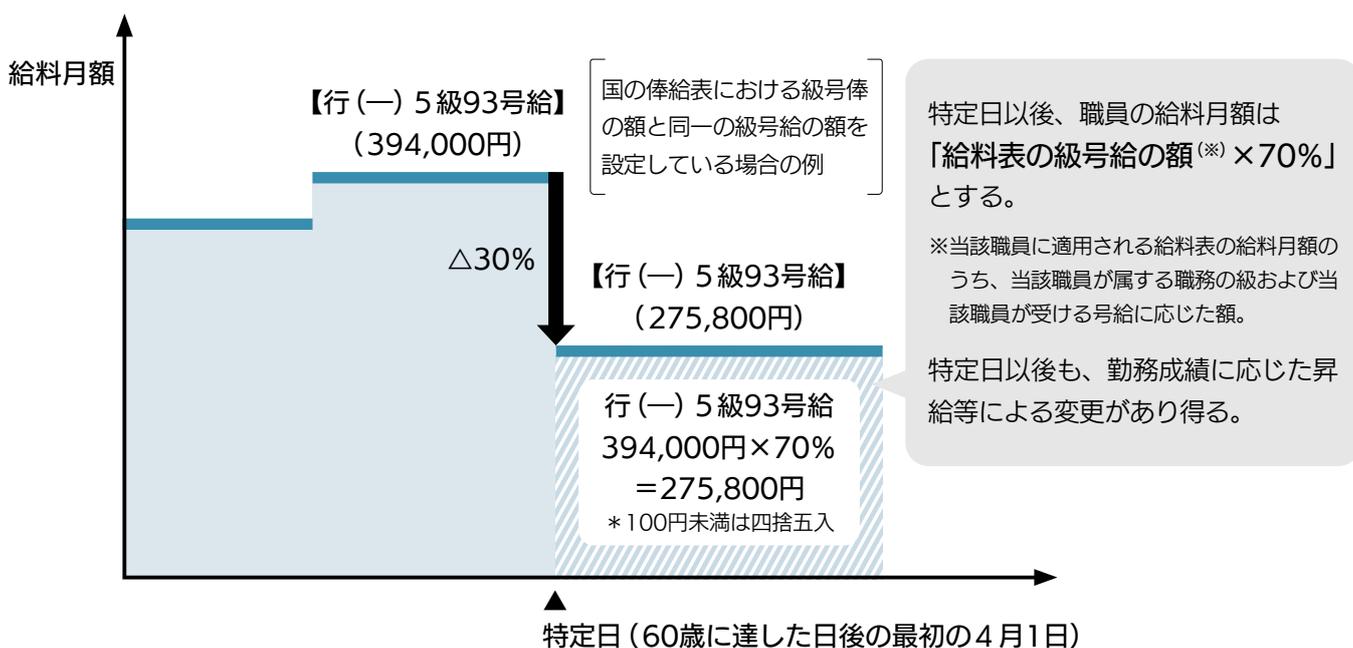
退職手当またはこれに相当する手当については、原則、退職時に支給されることから、定年まで勤務される場合、退職手当等の受給年齢も定年年齢とともに引上げられ、令和13年度以降は65歳となります。



給与水準

- 当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳^(※)に達した日後の最初の4月1日（特定日）以後、「7割水準」とする。
⇒ [60歳に達した職員の給与水準について、各地方公共団体の条例改正により対応。](#)

(※) 現行の特例定年の職員については、当該特例定年の年齢



お問い合わせ先

福利厚生課（厚生係） TEL 029-301-1412